

① 件 名	
悪臭防止法に基づく規制地域の追加指定について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 市民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認められる地域を、悪臭防止法では規制地域として指定することとなっており、本市においては、旧石巻市地域の都市計画法で定める市街化区域を規制地域に指定している。</p> <p>一方、市街地の形成が進展している「須江（しらさぎ台）地区」、「広淵地区」、また、埋立・造成により、平成22年5月に市街化区域に指定された、「雲雀野地区」、及び復興事業等により造成され、平成28年5月に都市計画法の市街化区域となった「新蛇田地区」、「あけぼの北地区」、「新渡波地区」及び「須江（豊石前）地区」の7地区は未指定であり、今後、市街化の進展が著しいと予測される。</p> <p>【目的】 悪臭による生活環境の悪化を防止するため、規制地域内の悪臭発生源に対する指導・規制を行う。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 悪臭防止法</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 石巻市環境基本計画 第2章 環境像の実現に向けた取組 第2節 環境負荷の低減</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
昭和48年6月	悪臭の規制地域指定（一部地域）
平成 4年4月	悪臭の規制地域の追加指定 （都市計画法に基づく用途地域全域（一部魚町を除く））
平成18年4月	悪臭の規制地域の追加指定 （旧市地域の都市計画法に基づく市街化区域）
平成28年5月24日	都市計画区域の変更（新蛇田地区ほか）

⑤ 主な内容
<p>悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域に7地区を追加指定する。</p> <p>【新規追加地区】 7地区：新蛇田地区、あけぼの北地区、新渡波地区、須江（豊石前）地区、須江（しらさぎ台）地区、広淵地区、雲雀野地区</p> <p>【規制内容等】</p> <p>① 規制基準 ・敷地境界線、気体排出口、排水水についてそれぞれ臭気指数又は臭気排出強度を規定</p> <p>② 義務 ・当該規制地域についての規制基準の遵守 ・事故発生時の通報及び応急処置</p> <p>③ 改善勧告及び改善命令 ・規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、改善勧告・改善命令を行うことができる</p> <p>④ 罰則 ・改善命令に違反した者は、1年以上の懲役又は、100万円以下の罰金が科される</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【効果】 悪臭による生活環境の悪化防止が図られる</p> <p>【市財政の負担等】 特になし</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>県内各市・・・都市計画法第7条第1項の市街化区域を指定 亘理町、七ヶ浜町・・・悪臭の大規模発生工場付近の地域を指定</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成28年7月19日 石巻市環境審議会 諮問 平成28年7月 石巻市環境審議会 答申 平成28年8月 告示、施行、市報・HP掲載</p>
⑨ その他